

新潟市職員の俸給の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年1月20日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第4号

新潟市職員の俸給の調整額に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の俸給の調整額に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表の」を「別表第1から別表第3までに規定する」に、「同表」を「これらの表」に改め、同条第2項本文を次のように改める。

職員（次項に掲げる職員を除く。）の俸給の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

第2条に次の3項を加える。

3 次の各号に掲げる職員の俸給の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員 新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟市条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項（新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成28年新潟市条例第58号。以下「教育職員勤務時間条例」という。）第3条において準用する場合を含む。）の規定により定められたその者の勤務時間を第2条第1項（教育職員勤務時間条例第3条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する勤務時間で除して得た数

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 勤務時間条例第2条第2項（教育職員勤務時間条例第3条において準用する場合を含む。）の規定により定められたその者の勤務

時間を第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

- (3) 育児休業法第18条第1項の規定により採用された短時間勤務職員 勤務時間条例第2条第4項（教育職員勤務時間条例第3条において準用する場合を含む。）の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

- 4 前2項に規定する調整基本額は、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が俸給月額（前項各号に掲げる職員にあっては、その者に適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸に応じた額。以下この項において同じ。）の100分の4.5を超えるときは、俸給月額の100分の4.5に相当する額）とする。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される俸給表及び職務の級に応じた別表第2に掲げる額

- (2) 前項第1号に掲げる職員 当該職員に適用される俸給表及び職務の級に応じた別表第3に掲げる額

- 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定による俸給の調整額が俸給月額の100分の25を超えるときは、俸給月額の100分の25に相当する額を俸給の調整額とする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（端数計算）

第3条 前条第2項、第3項及び第5項の規定による俸給の調整額並びに同条第4項に規定する調整基本額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの規定の額とする。

附則第3項中「別表」を「別表第2又は別表第3」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第5項中「3」を「4」に改め、同項を附則第6項とし、附則第4項の次に次の1項を加える。

（条例附則第33項等の規定の適用を受ける職員の俸給の調整額）

5 条例附則第33項又は教育職員給与条例附則第22項の規定を受ける職員に対する第2条第4項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」と、同項第1号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

別表を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

勤務箇所	職員	調整数
児童相談所	児童の一時保護の業務に直接従事することを本務とする児童指導員及び保育士（管理職手当の支給を受けるものを除く。）	3
食肉衛生検査所	と畜場法（昭和28年法律第114号）第19条第1項に規定すると畜検査員	2（管理職手当の支給を受ける職員にあっては1）

特別支援学校、高等学校及び中等教育学校	教育職俸給表の適用を受ける職員（特別支援学校に勤務する職員に限る。）又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条に定める特別の教育課程による指導に直接従事することを本務とする職員	1
小学校及び中学校	学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条に定める特別支援学級を担当し、特別支援教育に直接従事すること、又は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条に定める特別の教育課程による指導に直接従事することを本務とする職員	1

別表第1の次に次の2表を加える。

別表第2（第2条関係）

勤務箇所	職員	職務の級	調整基本額
児童相談所	児童の一時保護の業務に直接従事することを本務とする児	1級	7,800円。ただし、1号俸7,393円、2号俸7,

	童指導員及び保育士（管理職手当の支給を受けるものを除く。）		447円、3号俸7,501円、4号俸7,560円、5号俸7,600円、6号俸7,668円、7号俸7,731円、8号俸7,794円
		2級	9,300円
		3級	9,700円
		4級	10,600円
		5級	11,200円
		6級	12,100円
食肉衛生検査所	と畜場法第10条に規定する獣畜のと殺又は解体の検査に従事すると畜検査員（獣医師に限る。）	1級	6,200円
		2級	8,000円
		3級	9,100円
		4級	9,700円
		5級	10,500円
		6級	11,300円
		7級	12,200円
		8級	13,800円
特別支援学校、高等学校及び中等教育学校	教育職俸給表の適用を受ける職員（特別支援学校に勤務する職員に限る。）又は学校教育法施行規則第140条に定める特別の教育課程による指導に直接従事することを本務	1級	9,000円。ただし、1号俸7,398円、2号俸7,465円、3号俸7,533円、4号俸7,600円、5号俸7,672円、6号俸7,758円、7号俸7,8

とする職員

39円、8号俸7,920
円、9号俸7,996円、
10号俸8,091円、1
1号俸8,181円、12
号俸8,266円、13号
俸8,352円、14号俸
8,446円、15号俸8
,541円、16号俸8,
635円、17号俸8,7
34円、18号俸8,83
8円、19号俸8,950
円

2級

11,100円。ただし、1
号俸9,333円、2号俸
9,409円、3号俸9,
481円、4号俸9,55
8円、5号俸9,639円
、6号俸9,711円、7
号俸9,787円、8号俸
9,859円、9号俸9,
940円、10号俸10,
026円、11号俸10,
111円、12号俸10,
197円、13号俸10,

			264円、14号俸10、 354円、15号俸10、 444円、16号俸10、 534円、17号俸10、 615円、18号俸10、 737円、19号俸10、 858円、20号俸10、 980円、21号俸11、 097円
		特2級	11,500円
		3級	12,200円
		4級	13,100円
小学校及び 中学校	学校教育法第81条に定める 特別支援学級を担当し、特別 支援教育に直接従事するこ と、又は、学校教育法施行規 則第140条に定める特別の 教育課程による指導に直接従 事することを本務とする職員	1級	8,400円。ただし、1号 俸7,398円、2号俸7 ,465円、3号俸7,5 33円、4号俸7,600 円、5号俸7,672円、 6号俸7,758円、7号 俸7,839円、8号俸7 ,920円、9号俸7,9 96円、10号俸8,09 1円、11号俸8,181 円、12号俸8,266円 、13号俸8,352円

			354円、27号俸10, 444円、28号俸10, 534円、29号俸10, 615円、30号俸10, 737円、31号俸10, 858円、32号俸10, 980円
		特2級	11,300円
		3級	11,800円
		4級	12,700円

別表第3（第2条関係）

勤務箇所	職員	職務の級	調整基本額
児童相談所	児童の一時保護の業務に直接 従事することを本務とする児 童指導員及び保育士（管理職 手当の支給を受けるものを除 く。）	1級	5,900円
		2級	7,200円
		3級	7,600円
		4級	8,700円
		5級	9,500円
		6級	10,700円
食肉衛生検 査所	と畜場法第10条に規定する 獣畜のと殺又は解体の検査に 従事すると畜検査員（獣医師 に限る。）	1級	5,600円
		2級	6,300円
		3級	7,300円
		4級	7,700円
		5級	8,500円
		6級	9,700円

		7級	11,000円
		8級	12,800円
特別支援学校、高等学校及び中等教育学校	教育職俸給表の適用を受ける職員（特別支援学校に勤務する職員に限る。）又は学校教育法施行規則第140条に定める特別の教育課程による指導に直接従事することを本務とする職員	1級	7,000円
		2級	8,200円
		特2級	9,100円
		3級	9,900円
		4級	12,500円
小学校及び中学校	学校教育法第81条に定める特別支援学級を担当し、特別支援教育に直接従事すること、又は、学校教育法施行規則第140条に定める特別の教育課程による指導に直接従事することを本務とする職員	1級	6,800円
		2級	8,100円
		特2級	8,900円
		3級	9,700円
		4級	12,200円

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。次項において「改正法」という。）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の新潟市職員の俸給の調整額に関する規則（次項において「改正後の調整額規則」という。）第2条第4項の規定を適用する。

3 改正法附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の調整額規則第2条第3項及び第4項の規定を適用する。